

情報掲示板

時＝日時
 場＝場所
 対＝対象
 文＝文字の見方
 費＝費用
 必＝必要なもの
 申＝申込方法
 問＝問合せ先

申請・手続き

国民健康保険、後期高齢者医療制度からのお知らせ
特別徴収（年金から天引き）により保険料を納付されている方は、4月から平成24年度保険料の仮徴収が始まります

平成24年2月に平成23年度保険料を特別徴収により納めていただいた方は、原則として、平成24年度分保険料も引き続き特別徴収により納めていただきます。

4、6、8月の特別徴収は、平成24年2月と同額を年金から天引きさせていただきます（仮徴収）。国民健康保険は6月に、後期高齢者医療制度は7月に決定する年間保険料の額から仮徴収額を引いた額を10月、12月、平成25年2月の3回に分割して納めていただくこととなります（本徴収）。

口座振替により今後の保険料を確実にお支払いいただける方は、保険年金課へのお申し出により、口座振替による納付に変更することができます。お申し出後、3～4ヵ月後に特別徴収が停止されます。

就職・引越しのシーズンです。国保の届出もお忘れなく

職場の健康保険の被保険者の方とその被扶養者、生活保護を受けている方または後期高齢者医療制度の被保険者の方以外は、国民健康保険に加入しなければなりません。

次のようなときは国民健康保険の届出が必要です。該当したときから14日以内に担当課へ届出をしてください。

○国保へ入るとき
 ①退職などで職場の健康保険や国保組合をやめたとき
 ②他の市町村から転入したとき
 ③外国人登録を行ったときまたは外国人登録の変更を行ったとき

○国保をやめるとき
 ①就職などで職場の健康保険等に入ったとき
 ②出国及び他の市町村に転出するとき

※加入の届出が遅れた場合、保険料はさかのぼって（最長2年）納めていただくこととなりますが、その間の医療費については原則として全額自己負担となりますのでご注意ください。
 区保険年金課資格担当(☎592-3105)
平成24年3月は、平成23年度分保険料の最後の納付月です。必ず納期内に納付してください

災害その他の特別な事情もなく保険料を滞納している方に対しては、財産などについて調査し、給与、預貯金、不動産、生命保険、年金などの財産を差し押さえます。保険料の滞納がある場合は至急納付してください。また、保険料を納めることが困難な事情がある場合は、すぐに保険年金課までご相談ください。
 区保険年金課徴収推進担当(☎592-3107)

新しい高齢受給者証を3月下旬にお送りします

70～74歳の方で一部負担金の割合が「1割」の方（「3割」の方は除く）は、平成24年4月から平成25年3月まで、「1割」負担のまま据え置きとなりました。区保険年金課資格担当(☎592-3105)

高額な外来診療を受ける皆様へ

平成24年4月1日から、高額な外来診療を受けたときの医療機関窓口での支払いを自己負担限度額にとどめることができます。1ヵ月の同一医療機関での支払いを高額療養費自己負担限度額までにとどめる限度額適用認定証について、従来は入院分しか使用することができませんでしたが、平成24年4月1日から外来診療にも使用することができます。

限度額適用認定証が必要な方は、保険証と印鑑を持って、保険年金課に申請のうえ、交付を受けてください。70歳未満の方で保険料を滞納している場合、適用されないことがあります。

なお、次の①または②のいずれかに該当する方は改めて申請は不要です。
 ①3月以前に限度額適用認定証を申請し、既に交付を受けた方。
 ②70歳以上で課税世帯の方。

※京都市国保、後期高齢者医療以外の保険にご加入の方は、加入先の保険までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

区保険年金課保険給付・年金担当(☎592-3109)

母子家庭自立支援給付金事業

市内在住の母子家庭の母の就業に向けた能力開発のため、次の給付金事業を行っています（所得制限あり）。
 ①自立支援教育訓練給付金事業

厚生労働大臣指定教育訓練講座を受講した場合、受講費用の20%（上限10万円、下限4千円）を支給します。
 ②受講開始前。

③高専技能訓練促進費等事業

看護師(准看護師を含む)、介護福祉士、保育士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、歯科技工士の資格取得のため、2年以上のスキルアップを修業する場合に、就業期間の全期間（上限3年。平成24年度の入学者に限る）に次のとおり給付金を支給します。

○市民税非課税世帯…10万/月と5万円の修一時金。
 ○市民税課税世帯…7万5000円/月と2万5000円の修一時金。

※支給は、申請を受け付けた日の属する月以降の分から支給となります。また、定期的に在籍証明書等の提出が必要となります。

区支援課支援第一担当(☎592-3247)

京都市重度障害者タクシー利用券の継続交付について

平成23年度分京都市重度障害者タクシー利用券の有効期限は平成24年3月31日となっております。4月以降はご利用できません。4月以降も引き続きタクシー利用券をご希望される方は、印鑑(朱肉用)、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちのうえ、3月26日以降に平成24年度分の交付申請を行ってください。なお、タクシー利用券は、1月当たり4枚を基準に、申請月以降の分をまとめて交付するため、5月以降に申請すると、交付枚数が減りますのでご注意ください。

身体障害者手帳の方/区支援課支援第二担当(☎592-3243)、精神障害の方/区健康づくり推進課(☎592-3479)

老人医療費受給者証をお持ちの方へ

平成24年3月31日まで有効の福祉医療費受給者証をお持ちの方に、区福祉介護課から、平成24年7月31日まで有効の受給者証を3月中旬に送付します。現在ご使用中の受給者証は、平成24年4月1日以降、使用できませんのでご注意ください。

区福祉介護課福祉医療担当(☎592-3218)

相談

無料法律相談
 毎月週水曜日(閉庁日を除く)13:30～15:30。遷区第2会議室。趣15名。
 当日8:30から整理券配布。先着順。
 区まちづくり推進課(☎592-3088)

無料行政相談
 毎月12日(木)13:30～16:00。遷区第2会議室。区まちづくり推進課(☎592-3088)

行政書士の市民困りごと相談会
 毎月4月17日(火)14:00～16:00。費無料。遷区第2会議室。京都市府行政書士会第6支部事務局(☎583-3230)

イベント・講座

山科図書館(☎581-0503)
 ※開館時間/10:00～19:30(土・日・祝は～17:00)。休館日/火曜日(祝日の場合翌平日)と第2・4水曜日。

赤ちゃん絵本の読み聞かせ
 テーマ図書の展示と貸し出し
 4月 一般書「子ども」
 えほん「きょうりゅう」
 絵の展示(幼児コーナー)
 4・5月は「いずみ幼稚園」の作品。

移動図書館「こびこ号」巡回(☎801-4196)

3月26日(月)10:00～10:50 西野山分譲集会所前
 11:10～11:40 遷山階南小学校
 13:00～13:40 遷慶ヶ岡小学校

原動機付自転車、軽自動車等の廃車申告等はお早めに

軽自動車税は、毎年4月1日現在の軽自動車等の所有者(所有権留保の場合は使用者)に課税されます。譲渡、廃棄、盗難等により、原動機付自転車や軽自動車等を所有していない場合は、3月30日(金)までに必ず次の申告先に廃車及び異動の申告をしてください。

期日までに申告がない場合は、平成24年度以降も軽自動車税が課税されますので、ご注意ください。

なお、軽自動車や排気量が125cc超のバイクの場合で、転出や譲渡により他府県ナンバーに変更する時は、転出(譲渡)先の運輸支局等での手続きとなりますので、その際には、本市への「軽自動車税の廃車申告」も忘れずに行ってください。

大宅中学校夜間校庭開放事業

平成24年度使用登録団体を募集
 汗を流してみませんか。
 ●使用時間/午後7時～9時
 ●費用/500円(1時間)
 ●施設で行えるスポーツ/ソフトボール、グラウンドゴルフ、フットサルなど
 ご利用には、事前の団体登録が必要です。お住まいの学区の体育振興会にお問い合わせください。
 ●問合せ先/区まちづくり推進課(☎592-3088)

汗を流してみませんか。
 ●使用時間/午後7時～9時
 ●費用/500円(1時間)
 ●施設で行えるスポーツ/ソフトボール、グラウンドゴルフ、フットサルなど
 ご利用には、事前の団体登録が必要です。お住まいの学区の体育振興会にお問い合わせください。
 ●問合せ先/区まちづくり推進課(☎592-308